

## 第93表 暴力団対策法に基づく中止命令等発出状況及び 東京都暴力団排除条例違反の措置状況

### 1 暴力団対策法に基づく中止命令等発出状況

#### (1) 年次別

(単位 件)

区 分	中止命令	中止命令 違 反	再発防止命令	再発防止命令 違 反	事 務 所 使用制限	禁止命令	防止命令
平成 21 年	532	-	3	2	-	1	-
22	532	1	3	1	-	2	-
23	516	-	1	-	-	-	-
24	432	-	4	-	-	-	-
25	423	-	1	-	-	-	1
26	435	-	3	-	-	-	1
27	393	1	2	-	-	-	-
28	429	-	2	-	-	-	-
29	503	-	4	-	-	-	1
<b>30</b>	<b>472</b>	<b>-</b>	<b>3</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>

#### (2) 形態別

(単位 件)

区 分	中 止 命 令			再 発 防 止 命 令		
	平成28年	平成29年	平成30年	平成28年	平成29年	平成30年
<b>総 数</b>	<b>429</b>	<b>503</b>	<b>472</b>	<b>2</b>	<b>4</b>	<b>3</b>
<b>9 条</b> { <b>総 数</b>	<b>357</b>	<b>r376</b>	<b>377</b>	<b>-</b>	<b>r2</b>	<b>2</b>
み か じ め 料 等	50	40	30	-	-	-
用 心 棒 料 等	154	119	162	-	r2	1
債 務 免 除 等	12	12	8	-	-	-
不 当 贈 与	130	r177	159	-	-	1
因 縁 要 求	6	1	-	-	-	-
そ の 他	5	27	18	-	-	-
<b>16 条</b> { <b>総 数</b>	<b>18</b>	<b>31</b>	<b>23</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>1</b>
加 入 強 要	5	15	18	-	-	1
脱 退 妨 害	9	13	5	-	-	-
親 族 等	4	3	-	-	-	-
<b>そ の 他</b>	<b>54</b>	<b>r96</b>	<b>72</b>	<b>2</b>	<b>r2</b>	<b>-</b>

#### (3) 団体別

(単位 件)

区 分	中 止 命 令			再 発 防 止 命 令		
	平成28年	平成29年	平成30年	平成28年	平成29年	平成30年
<b>総 数</b>	<b>429</b>	<b>503</b>	<b>472</b>	<b>2</b>	<b>4</b>	<b>3</b>
六 代 目 山 口 組	58	68	41	-	-	-
神 戸 山 口 組	10	14	15	-	-	-
住 吉 会	191	183	224	1	-	1
稲 川 会	35	r67	45	-	-	2
極 東 会	30	52	38	-	2	-
松 葉 会	45	23	37	-	2	-
そ の 他 の 団 体	7	2	1	-	-	-
一 般 人 等	53	r94	71	1	-	-

注1 暴力団対策法とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」をいう。

2 中止命令とは、指定暴力団員が暴力的要求行為をし、生活の平穏又は業務遂行上の平穏が害されていると認める場合に、警察署長が当該行為の中止等を命令することをいう。

## 第93表 暴力団対策法に基づく中止命令等発出状況及び 東京都暴力団排除条例違反の措置状況

### 2 東京都暴力団排除条例違反の措置状況

#### (1) 年次別

(単位 件)

区 分	21条 妨害行為 の禁止 (命令)	22条 暴力団事務所の開設 及び運営の禁止 (検挙)	23条 青少年を暴力団事務 所へ立ち入らせるこ との禁止(命令)	24条 事業者の規制対象 者等に対する利益 給与の禁止等 (勧告)	25条 他人の名義 利用の禁止 等(勧告)
平成 23 年	-	-	-	1	-
24	-	-	-	4	-
25	1	-	-	7	3
26	-	-	-	11	1
27	-	-	-	3	2
28	-	-	-	4	4
29	-	1	1	3	3
<b>30</b>	<b>-</b>	<b>3</b>	<b>-</b>	<b>2</b>	<b>1</b>
<b>総 数</b>	<b>1</b>	<b>4</b>	<b>1</b>	<b>35</b>	<b>14</b>

#### (2) 団体別

(単位 件)

区 分	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
<b>総 数</b>	<b>1</b>	<b>4</b>	<b>11</b>	<b>12</b>	<b>5</b>	<b>8</b>	<b>8</b>	<b>6</b>
六代目山口組	-	-	7	3	1	1	3	2
神戸山口組	-	-	-	-	-	1	-	-
住吉会	-	1	1	4	4	4	4	2
稲川会	-	1.5	1	-	-	2	-	-
極東会	1	1	1	4	-	-	-	2
松葉会	-	0.5	1	1	-	-	1	-
その他の団体	-	-	-	-	-	-	-	-

注1 命令とは、21条及び23条等の規定に違反する行為を行っている者に対して、当該行為を中止することを命じ、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な事項を命ずるものをいう。

2 勧告とは、24条及び25条の規定に違反した者に対して、その行為の是正を求める行政指導をいう。

3 平成24年の勧告件数については、1事案を稲川会と松葉会の構成員が共同して行っていたことから、それぞれ0.5件として計上した。

4 平成30年末現在、同条例に基づく公表はない。

数値：組織犯罪対策第三課